

## さが半導体フォーラム ロゴ使用規程

もの第832号 令和7年9月1日

### (趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県産業労働部ものづくり産業課（以下「管理者」という。）が事務局を担うさが半導体フォーラムのロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴと使用目的)

第2条 ロゴは、別紙に掲げるものとし、視覚的に分かりやすいロゴを活用することで、さが半導体フォーラム及びさが半導体フォーラムが行う取組をより効果的に認知させることを目的として、本ロゴを使用するものとする。

### (ロゴに関する権限)

第3条 ロゴに関する一切の権限は、佐賀県に帰属する。

### (使用承認)

第4条 ロゴを使用しようとする者は、使用を開始する日の14日前（土、日その他祝日の日数は算入しない）までに、管理者に必要事項を記載した「さが半導体フォーラムロゴ使用承認申請書」（別紙様式1。以下「使用承認申請書」という。）を電子メールにより提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国の行政機関、地方公共団体が使用する場合
- (2) テレビ、新聞、雑誌等の報道関係機関が報道目的で使用する場合
- (3) その他管理者が使用承認申請書の提出を要しないと認めた場合

2 管理者は、使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、ロゴの使用を承認するときは「さが半導体フォーラムロゴ使用（変更）承認書」（別紙様式3）により通知しなければならない。

### (承認基準)

第5条 次のいずれかに該当する者は、前条第2項の承認を受けることができない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 自己の営利目的で利用されるおそれのある場合（さが半導体フォーラム

の利益に資し、又はさが半導体フォーラムの情報発信に繋がる場合を除く。)

- (4) さが半導体フォーラムのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) さが半導体フォーラムの中立性を侵すおそれがある場合
- (8) 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
- (9) その他承認することが不相当と認められる場合

#### (遵守事項)

第6条 第4条に基づき使用を認められ、ロゴを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理者から承認を受けた使用目的のみに使用すること
- (2) 別に定める「さが半導体フォーラムロゴ使用ガイドライン」に従い、ロゴのデザインを正しく再現して使用すること

#### (使用目的の変更承認)

第7条 使用者が管理者により認められた使用目的を変更する場合は、使用目的を変更して使用を開始する日の14日前（土、日その他祝日の日数は算入しない）までに「さが半導体フォーラムロゴ使用目的の使用変更承認申請書」（別紙様式2。以下「使用変更承認申請書」という。）を管理者に電子メールにより提出するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による使用変更承認申請書について準用する。

#### (使用の管理等)

第8条 管理者は使用者に対し、ロゴの使用状況について、報告を求め、又はロゴを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

#### (使用の差し止め)

第9条 ロゴの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、管理者はロゴの使用を差し止めることができる。

- (1) この規程に違反して使用した場合
- (2) 第4条又は第7条に基づき提出された申請書に虚偽の記載があった場合
- (3) 使用者が法令に違反した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不適切と認めた場合

(使用料)

第10条 ロゴの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴを使用した物、施策、活動等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、管理者は、ロゴの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(規程の改定)

第12条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

(別紙)

